

医療法人財団明理会イムス埼玉越谷病院

医療法人財団明理会イムス埼玉越谷病院通所リハビリ運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人財団明理会（以下「事業者」という。）が開設するイムス埼玉越谷病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人財団明理会イムス埼玉越谷病院
- (2) 所在地 埼玉県越谷市蒲生 4-13-23
- (3) 事業単位 2単位
- (4) 定員 9人 (1単位目：9人、2単位目：9人)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1人（常勤兼務）

医師は、通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

- (2) 従業者

理学療法士 2人以上

理学療法士、作業療法士は、通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。

介護職員 3人以上（※実情に応じた数）

介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日及び12月30日午後から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 ①8時40分～12時10分 ②13時40分～16時45分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) リハビリテーション
- (2) 健康状態チェック
- (3) 送迎
- (4) 介護
- (5) レクリエーション

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、医療法人財団明理会イムス埼玉越谷病院の医師の診察、および、必要に応じて利用者の主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、イムス埼玉越谷病院にて対応できず、他医の診察を要する場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、越谷市、草加市

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を定期的に検討し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施する。
- 3 前2号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- 4 事業所は、サービス提供中に、介護事業所または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や大規模災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を定期的の実施するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第14条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （1）主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- （2）気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- （3）体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（サービスの中止・休止に当たっての留意事項）

- （1）利用者が従業者に対して暴言や暴力、セクシャルハラスメント等を行いサービスの提供を継続することが困難であると判断した場合は直ちにサービスの提供を中止するものとする。
- （2）事業所の管理者の判断によりサービスの提供が困難であると判断した場合はサービスの提供を休止するものとする。（悪天候、天災、人災等サービスの提供が困難な時）
- （3）イムス埼玉越谷病院通所リハビリテーションセンター内または、イムス埼玉越谷病院内において、サービスの提供が不可能となった場合は、利用者に速やかに連絡を行い、サービスを休止するものとする。

第15条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、サービスの実施状況等に関する記録を整備し、この契約の終了後2年間保管する。
2. 利用者は事業者の営業時間内にその事務所にて当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧可能とする。

第16条（賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。
2. 賠償責任の解決に当たって事業者は事業者の契約する損害保険会社、或いは医師会付託の弁護士等の判断に委ねる場合がある。
3. 事業者は、利用者の責めに帰すべき事由により事業者及び事業所の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害について賠償請求を行うことがある。また、利用者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、事業所は責任を負わないものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を適宜実施する。

- 1 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団明理会イムス埼玉越谷病院理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和8年 10月1日から施行する。